

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、私の一般質問を始めていきたいと思います。日本共産党の平野邦夫でございます。

昨年3月11日の東日本大震災と原発事故から1年が経過をいたしました。私は改めて犠牲になられた方々とその御家族、関係者に深い哀悼の気持ちを表明するものであります。そして、すべての被災者、とりわけ今なお避難生活を余儀なくされている皆さん方、そういう人たちに心からのお見舞いを申し上げる次第でございます。

未曾有の大災害から被災者の生活となりわいを再建し、被災地の復興を果たすこと、原発事故の被害から国民の暮らしと健康を守ることは、日本の政治に課せられた最重要、最優先の課題だと考えます。しかし、被災地での懸命の努力にもかかわらず、生活となりわいの再建は遅々として進んでいないのが現状であります。政府の取り組みが余りにも遅い、そう指摘せざるを得ません。その原因となっているのが政府の復興策のさまざまな分野に競争力や規模などの条件をつけて、上から選別し、切り捨てる施策を持ち込んでいることが大きな障害になっている、その地域の関係者の声でもあります。

震災1年目に当たる一昨日11日は、全国40都道府県で東京での政府主催の追悼式を初め、被害の大きかった岩手、宮城、福島を中心に犠牲者を悼む行事などが取り組まれました。列島は本当に深い悲しみと復興への願いがそれに包まれました。

一方、全国47都道府県では各地で震災からの教訓として、その復興を急ぎ、原発をなくせの願いを込めた行動が取り組まれました。県レベルだけではなくて、網の目の行動が多彩に行われておりました。佐賀でも玄海原発を抱える佐賀県で福島と連帯して東日本大震災被災者支援を目的に、「さよなら原発こんにちは自然エネルギー3.11 in 玄海」、この集会が原発立地の町・玄海町で実施され、私たちも多くの人たちとマイクロバスで駆けつけたわけがありますけれども、午後2時46分には玄海町の町立体育館で黙禱を捧げ、震災で亡くなられた多くの人々、残された家族の皆さんの悲しみ、被災に遭われて今なお仮設住宅で厳しい生活を余儀なくされている人たちに心を寄せ、県外に避難している多くの人々、そういう人たちへのいろんな思いが私の頭をよぎりました。改めて被災者の救援と支援の取り組みをさらに強めて、草の根から支援、連帯の輪を広げていかなければならない、そういう思いを強くした一日でありました。

武雄市から参加された50代の女性が、原発が安全なんて何の根拠もない、絶対に再稼働させたくないという集会に参加し、みずからの意見を述べておられました。非常に印象的でした。

3月議会への市長の演告で、これまでの行政の支援、これからの息の長い支援、この必要性が述べられました。私たちが草の根からの社会的連帯を強めていきたい、そういう思いがあります。

さて、3月議会での私の一般質問に入りますけれども、第1には、国保行政についてであります。

厚労省は75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度を平成25年に廃止し、国民健康保険法を2年前の通常国会で改定し、国保を都道府県単位での運営に移すと、この広域化が決められました。後期高齢者医療保険制度に組み込まれている高齢者の約8割、1,200万人を国保に移す新しい制度を示したわけであります。この広域化、県一本化にまとめるという制度の大改定について、その後、どういうふうに具体的に進められているのか、その進捗状況を最初に答弁で求めたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

一昨年の12月に県のほうでは厚労省に対しまして広域化の支援方針というのを出示しまして、その後、県内では実務者レベルでの協議を行っているという状況でございます。

広域化は25年以降でございますけれども、その年度につきましても若干おくれぎみということも聞いておりますが、その後の保険事業の運営、あるいは財政運営、こういった問題点等々につきまして、そういったものを出し合いながら検討を進めているというのが実態でございます。現在、これというものが出ているわけではございません。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

2年前に共同通信社が実施した全国すべての市区町村長、このアンケートで99.8%が回答されたわけでありますけれども、広域化を評価したのは69%、そのうち81%が広域化の必要性を回答したと、これは一昨年の議会でもこの場で紹介したところであります。反対したのは29%の市区町村長だったと当時報道され、市長の見解を聞いたところでありますけれども、部長の答弁を議事録から振り返ってみますと、武雄市としては推進すべき広域化でなければ、制度の安定的な運用はもう無理なんじゃないかと。先ほどの樋渡市長の答弁では、既に国保制度は武雄市の場合、もう崩壊していると、そこまで言い切られたわけですが、したがって、考え方として武雄市が回答したのは、広域化については賛成している、そういう積極的な回答をしたということが部長の答弁で議事録に載っているわけですが、全国の首長56%が賛成と報道されたわけですが、一方、全国知事会は広域化で責任を負うのは今度は県になるわけですね、広域化が進んでいきますとね。全国知事会は保険料の格差も問題にして、47都道府県のうち29の都道府県が反対と、61.7%、そう答えております。全国市議会も保険料の格差、保険税、佐賀では税が多いでしょうね、保険税の格差を問題として、反対のほうに61%になっているわけですね。県内20市町が実施している国保行政の中で国保

税のランキング、いわば20市町の国保税がどういう現状かと、そういう資料をしてみると、一番高いところ、名誉のために市町村の名前言いませんけれども、一番高い市と一番安い町との差は17万8,800円、こんなに大きな開きが佐賀県内20の市町でも出てきている。1.54倍ですね。そこそこの自治体の財政事情や所得階層の違い、医療費の違いなどで、さまざまな要因があって税の格差が違ってくる、そういうことでしょうけれども、厚労省の長年の悲願だったという全体を統合して財政をならして強化する、この広域化の目的というのは変わっていないわけですか。財政をならして強化する。財政をならすというのは平均化することでしょう。これはその当時の部長の答弁見ますと、プラス要因もあるけれども、マイナス要因もある、この広域化に対する考え方を述べられました。そうすると、広域化することによって保険税をならして財政力強化を図る。このならすというのはどういう選択肢があるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

平野議員さんには、よく答弁を聞いてほしいと思うんですね。黒岩議員の御質問の中で国保制度について崩壊寸前ではないかという質問があったときに、私は武雄市の国保が崩壊しているなんて一言も言っていませんよ。私は国全体の国保の制度がもう崩壊寸前を通り越して崩壊をしていると言ったことですので、よく聞いてから質問をして、正確に引用をしてほしいというふうに思っております。

答弁については、くらし部長から答弁させます。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

広域化に向けましては、先ほども御答弁申し上げましたけれども、保険事業の一本化、あるいは財政制度の一本化、こういったものを検討しているわけですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

なかなか市長、黒岩議員の質問に対してはいいことは言うておられますよ。武雄市について限定していないということですがけれども、それはそれで聞き間違いかもしれませんね。しかし、現在の国保情勢を見たときに、一般会計からの繰り入れを考えている、庁舎内での検討でですね。この発言は、私も随分多く国保問題扱ってきましてけれども、一般会計から繰り入れるというのは市長の発言としては初めて聞きました。これはいろんな事業がしわ寄せ

になるかもしれないという附則がついていますけどね。（発言する者あり）

ただ、ならして財政力を強化するといった場合に、制度の持続的安定を考えたときに、広域化のプラス要因という意味ですよ、あなたの答弁というのは。結局、先ほど言いましたように、1.4倍の格差がある。そうすると、高いところに底上げしていくのか、安いところ、底上げと言っちゃいかんですね、安いところの税を上げて、高いところに合わせるのかと。あるいは平均をとって、そして、県一本化の国保税にしていくのかと。そうすると、高いところは安くなる、国保税が安いところは高くなる。あるいはその差を縮めるために、県が財政調整交付金、あるいはその他の一般会計からの繰り入れでその補てんをしていくのかです。いろいろなことを考えられるんでしょうけれども、言葉として言えば、国保税のそれぞれの格差があります。これを平均してならして強化するということになりますと、それは各市町村どうするのかと、安いところ、高いところどうするのかと。この2年の間に県内20の市町でも国保税の問題は各議会でも、執行部内でも随分論議されているんだろうと思うんですけどね。伊万里が値上げをした。鳥栖が値上げ幅を縮小して、そして、この前の議会では通った。あるいは小城は市長が一般会計から繰り入れをしないと、それで、一方で国保税の値上げ、これは議会が否決したんですよ、小城市はね。そういういろんな事情があるわけですから。

そうしますと、先ほど言いましたように、プラス要因もあれば、マイナス要因もある。このマイナス要因としては1,800弱のそれぞれの団体が運用している中で、保険税率が違ったり、将来的にこれが全部統一されると、保険税は上がったり下がったりというところが出てくる。そういう意味では、団体によっては、自治体によっては、いわゆるマイナスも出てくる、そういう意味でマイナス要因ということを行いました。これはあなたの答弁ですよ、部長の答弁。議事録をそのまま正しく引用していますので、必要なら見てください。ですから、制度を安定的に続けるというのは都道府県単位の広域化。これは国が決めたのは国保に関する国の責任の放棄、そう言わざるを得ないと思います。だから、全国知事会は61%の人たちが受け入れられないという意味での反対を表明されているわけですね。恐らくこれは数字の上でもそんなに大きな変化はないだろうというふうに思うんですけれども、佐賀県の場合どうなのかと。明確な答弁されていなかったこともあって、現在じゃどうなのかというのをわかっておれば答弁していただきたいです。

もともと国民健康保険法の第1条の目的にあるのは、この法律は国民健康保険事業の健全な運用を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。これは1958年の12月に成立した国民健康保険法の第1条目的にそう述べられております。ここに国の責任が明確に述べられたわけですね。ですから、これを市町村が独自に運用していく。政管健保と国保を比べた場合、先ほどの論議がありましたけれども、協会けんぽ、あれは大企業の行う企業の健保ですね、社会保険等々もあります。政府管掌健保と国保を比べた場合に、

政管健保が黒字なんですよね。これに対して全国の71.1%が保険者は赤字で苦しんでいる。武雄市も例外ではありませんね。いわゆる平成21、22、23年の繰り上げ充用というのは、そういうことでしょう。平均すると、年間7,000万円の赤字だと、いわば繰り上げ充当で年度ごとに精算をしてきたと。表を見ると、そうなっていますね。平成21年度は繰り上げ充用額が8,943万4,000円、平成22年度が7,379万9,000円、平成23年度が2億1,797万1,000円、こういう武雄市の国保会計の現状が繰り上げ充当の中にも一部明らかになってきています。

この全国の71%が赤字。これはどうしてこういう事態が引き起こされたのか。一言で言えば、国保に対する国庫負担金の削減、これが大きく響いている。これはどこでもそれが出てきていますよね。こういう点ではどうですか。国庫負担の削減と武雄市の国保会計。全国的にはこれが減らされたということが財政を厳しくしている、苦しんでいる、そう述べられておりますけれども、武雄の場合どうですか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

武雄市の国民健康保険の財政状況につきましては、黒岩議員の質問の折に市長のほうから答弁させていただきましたけれども、非常に厳しいという状況になっております。国からの財政支援、それから、医療費の上昇ですね、こういったものも影響しているということでございますので、国の財政支援につきましては、議員御承知のとおりでございますけれども、我々としてもさらなる財政支援をお願いしているというのが実情でございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

その国保の階層別、あるいは年齢別構成から見ましても、あるいは所得割の財政上の階層別から見ましても、もともと構成そのものが財政の脆弱性といえますか、ここを抱えての出発であったわけですね。ですから、古い話ですけれども、市町村国保に対する国庫支出金、これ1979年、昭和54年当時ですけれども、64.2%を占めて、最高率を記録したと、この当時はね。そういう資料があります。この中には医療費、事務費、保健事業費など、国保の全事業にかかわる総収入、国庫支出金の中身であります。この事実を見ても、国保事業に対する国の責任、当初から明らかであったと、そう確信するものです。

しかし、1984年、私はちょうど議員になって1年目のときですけれども、政府は国民健康保険法を改悪して、国保の医療費部分への国庫負担率を45%から38.5%に引き下げられました。このことは先ほども指摘をされましたけどですね。この国庫負担金の削減が大きく影響し、市町村国保を悪化させていく。これが最大の要因だと。これが今では38.5%にとどまらない。

医療費の高騰と言われましたけれども、いわば後期高齢者医療保険制度に75歳以上の人たちを分離したわけでしょう。しかし、民主党政権はこれ直ちに廃止すると言ったものの、なかなか廃止に踏み切らない。これを今度は後期高齢者医療保険制度を廃止したときに、国保に返すというんでしょう。1,200万人。ますます医療費といいますか、慢性的な病気を幾つか抱えている人もたくさんおられるでしょうからね。すべてが病気だとは言いませんけれども、医療費との関係で言えば、そういうことも1つ言える。

もう1つ、医療費を国保と他の保険組合と比べてみますと、国保が28万2,000円、そして、政府管掌保険では13万円。これは先ほど言いましたように、医療費だけ見ても政府管掌保険の医療費13万円の2倍以上でしょう、国保の28万2,000円というのは。ですから、国民健康保険制度のいわば階層別、年齢別、そういうことにかかわってきて、この差が広がってきていると言えるのではないのでしょうか。

その後も改悪はずっと繰り返されてきているわけですがけれども、2007年には市町村国保の総収入に占める国庫支出金、これは25%にまで減らされてきている。これはこの前、前回、一昨年質問のときに武雄市の決算で、これは調べてみますと、平成18年は31.46%、平成19年28.30%、20年が28.36%、21年28.74%と、こういう国庫支出金の割合、全体に占める割合がこうなっていると。この中にはいろんな事務費、あるいは助産婦制度の国の補助金の削減、いろんな原因があるわけですがけれども、大きくは従来の医療費、医療給付費、これにかかった費用、自己負担分を含めて、これが45%だったわけですね。自己負担の分を含めて、保険者が負担する7割を含めて、全体の医療給付費の45%。これ45%だったわけですよ。これを給付費、自己負担を除く70%部分。この70%部分に50%に変えられて、それが医療給付費の35%になる。これが2007年の制度の改悪ですね。これが38.5%になるはずなんですけれども、本来はね。これからいろんな事務的経費等々引き下げたり、廃止したり。その結果として、実際には21年中、新しいところでは28.74%、これは部長もそういう数字を答弁されましたね、実際はこうなんだと。

ですから、例えば、高額療養費制度負担限度額、これを超えた部分を全額給付の制度もあるために、給付費掛け50%は医療費の38.5%となりますけれども、そういう計算になるわけですがけれども、その後の削減で、先ほど言ったように、全国平均では25%まで落ち込んできている。すべての市町村に50%が支出しているわけではなくて、定率国庫負担金、あるいは残りの34%、財政調整交付金が16%で、全体で50%ですけれども、実際にはいろんな削減が行われてきているというのが、さきの議会での質問の部長の答弁でしたね。

武雄市の場合、県の広域化計画の中で、これは先ほどおっしゃっているという、若干おくれがみだという話はされましたけれども、既に22年度から実施する内容として、1つは収納率の基準というのが示されましたね。県の基準というのは91%から95%、県の基準は。国の示す収納率の基準というのが90%から92%。こういう案が示されております。武雄市はどの部類

に入るかという、国の基準の91%、県の基準で言えば93%という案に示されておりますけれども、平成23年度から実施し、22年度から適用すると。このことについて、この基準をクリアしなければ、いわゆるクリアできるだろうという市町村と、これは無理だろうという市町村に分けていますよね。それで、武雄の場合に、収納率を見てみますと、平成20年が91.23%、平成21年が90.4%、平成22年が90.8%、23年というのはまだ年度末ですから、まだありますけれども、現在の見込みで言うと91.3%という数字があるわけですが、この23年度適用と、そして、22年度実績を見ていったときに、武雄のこの国が示す、県が示す、2つの部類に分けられているわけですが、こうなると、現在の収納率から見て、財政調整交付金がクリアすれば上乘せされる、クリアできなければそこは減らされる、そういうペナルティーも含まれたものだと、県が示した資料を見ますとね。そこは武雄市の場合はどうなんでしょうか。もう既に22年度からの実績を見て23年度から実施となっていますけれども、そこはわかりますか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

県の調整交付金があるわけですが、県がそういう中で各市町村に徴収率の向上のための努力を促すという意味で、一定の徴収率の基準を定めてあるわけです。これが91%ということになっておるわけですが、今般、22年度におきましては武雄市は90.82%ということですので、若干下回ったということがございますので、いわゆる県のインセンティブを与えるという意味では若干不足をしたという状況になっております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

基準をクリアすれば、インセンティブを与える。前回も言いましたけれども、インセンティブというのは、いわばよく頑張ったですねと、努力賞みたいなものでしょう。そうすると、武雄市はクリアできていないから、インセンティブは与えられない。県の財政調整交付金というのは、この収納率がこういう状態のときにペナルティーあるんですか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

県の調整交付金につきまして、ペナルティーという制度はございません。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

県の財政調整交付金で努力をして基準をクリアしたところには、インセンティブという難しい言葉使うんですね、いわば努力賞みたいなものがあるわけでしょう。行政の側は何とか収納率を向上させたいと、係の担当の方々も随分努力をされていると思うんです。これはきょうの新聞でしたかね、これは福祉事務所ですね、福祉事務所に警察官OBを配置する。これはまだ具体化されたわけじゃないですよ。小宮山厚生労働大臣がそう言っていますね。驚きましたね。収納対策室、ここには国税局のOBの助言を受けるとかね。それは既に武雄市がやっているわけでしょう。予算措置もとっているわけですからね。だから、国は、例えば、収納率向上のためには国税局の、国税局、いわゆる税務署OBですね、税務署OBの助言、指導等々を受ける。後で言いますが、福祉の場合は警察官OBを福祉事務所に置くと。一体何を考えているのかと思いますけどね、国はね。これは後で言います。

実際には担当課、それぞれの職員の人たちは随分夜の時間も使って収納率の向上に努力されている、これは間違いないところですけども、しかし一方で、払いたくても払えない、こういう世帯がふえているのも事実です。これは資料を見ますと、国保に関する資料をいただきましたけれども、平成20年度の収入未済額、これは滞納ということでしょう、現年度で見ますと、1億1,205万9,000円、下は削りますけれども。それから、平成21年、これ現年度分で見ると、1億2,125万円、滞納繰越分で2億8,789万3,000円。平成22年度で見ますと、現年度分で1億773万9,000円。そういうふうに単年度で見ましても、1億円を超えてきたと。これは本当に何と申しますかね、所得が動いていると申しますか、そういうこととの関係があるというふうに思うんですけども、いわば所得階層別で見ますと、所得ゼロ、いわゆる所得割出すときの基礎控除を引いた後ですけども、所得ゼロという世帯23.18%、約4分の1に近い人たちが所得ゼロ階層ですよ。それから、33万円以下、これが21年度の決算で見ますと、12.14%。ですから、35.32%という人たち、全体の国保の世帯構成の中で所得ゼロ階層、33万円以下、こういう人たちが35.32%。若干ですけども、平成22年にはこれが両方合わせますと、35.5%にふえてきている。それだけ所得が動いているということなんだろうと思うんですけども。ですから、こういう収納率にあらわれている数字、あるいは実際の数字から言いますと、単年度で1億円を超えるようになってしまったと。滞納繰越で見ましても、平成22年度の決算で見ますと、3億233万円と。いろんな滞納がありますけどね。税にしろ、料金にしろですね。やっぱり一番大きいのはこの国保ですよ。国保ですよ。

そこで、課税標準額段階別所得割額に関する調べというのが、これ毎年資料もらっているんですけども、課税標準額の段階、この市民税と県民税加えた総所得金額を21年、22年の決算で比較をしたところですよ。そうしますと、武雄市の所得の推移がどうなっているかというのが数字で出てくるわけですけども、22年度分の所得割額に関する調べで21年度対比をしますと、26億9,147万円が21年度に比べて22年度減っているわけですよ。ふえたというのは下のほうに行くに従って、プラスの部分があります。どこがプラスかということ、10万円

以下の金額、ここがプラス、上からおりてきた人たちでしょう。おりてくるといのはおかしな話ですけれども。100万円から200万円の人たちが、これも所得が減って、下のほうのランクに所得割がランクされている。あと全部軒並みマイナスですよ、21年度比で比べてみてもね。それで、総額において、先ほど言いましたように、26億9,147万円が武雄市全体の所得税を払っている人たち、所得税の納税義務者が1万8,281人おられるわけですが、そういう人たちの所得が減ってきている。これは武雄市の経理に与える影響大きいですよ、年間26億円も減るわけですからね。市民1人当たり平均すると、どのくらいになりますか。そのことがまた国内の需要を減らす。いわゆる購買力の低下を招く。いわば所得が減らされる中には派遣社員がふえていく、有期雇用といいますかね、非正規の労働者が35.2%ですか、最高になったというんでしょう。勤労者の中の非正規雇用という人たちが35%超えたと。労働者派遣法を改正したと彼らは言いますが、いわば民・自・公で改正したと言いますが、実際には製造業の分野への労働者派遣というのは、いわば骨抜きになつていくわけでしょう。一番最初の労働者派遣法というのは、本当に専門的な通訳だとか、秘書だとか、あるいはパソコンのソフトをつくれる人たちとか、そういう高度な知識を持っている人、技術を持っている人、こういう人たちの最初は派遣だったわけですね。これがどんどんどんどん広がって、とうとう最後には2000年代に入って製造業の分野までこれを広げたと。ですから、大企業を中心に大手はもうかっていくわけですが、働いている人たちはいつ首になるかわからない、そういう不安定雇用といいますか。だから、なかなか若い人、2人に1人が非正規と言われてはいますが、20代の人たちはね。本当に不安定な雇用状態を政府みずからがつくり出してきている。規制を緩和したわけですからね、あの構造改革路線で。

そういう意味では、この数字を見て、一方で滞納がふえる客観的な要因になっていくだろうと思うんですけれども、この雇用の不安定さ、そして、実際には21年、22年で武雄市の所得といいますか、所得そのものが26億9,000万円、約27億円減ってきている。このことの関係はどう見られますか。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

昨今の日本の経済状況につきましては、議員御承知のとおりだというふうに思います。

国保の財政につきましても、税収が――税収といいますか、まず調定額で申し上げますと、平成22年度は前年度に比べますと6.8%ほど調定額減っているという状況でございますし、収納率も若干上がったとは申せ、収入済み額が、ベースでいいますと6.3%ほど減っているという状況もございますので、そういった厳しい経済状況下の中であって、我々としては徴収の努力をさらに続けていきたいというふうに考えておるところです。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

次に行きますけれども、国保行政の中で、いわば脳ドック検診、それから人間ドックの検診、5年刻みでやっていますよね。40歳、45歳、50歳、55歳、こういう人たち、何歳まであるのかな、60歳、65歳ありますよね。そういう人たちは5年に一度人間ドックが受けられる。その中間に43歳から始まるんですかね、43歳、48歳、53歳、58歳、63歳、68歳、この中間に脳ドックの検診が既に始まってもう何年目ですかね。いい制度だと思うんですよ。これをもっと拡大強化できないのかというのがこの質問の中身であります。

1つは、受け入れ可能な病院は限られてきますよね。脳ドックの場合にはMRI、CTA等々、少なくともMRI持っているところ、あるいは体制の問題がありますね。そういう点では、受け入れる側の条件、能力等々もあるわけですが、この脳ドックに関して言いますと、予算措置は平成21年度が250人分、これは実施予定人員。それに対して受診者数が314名、平成22年も250人の実施予定人員に対して342名。23年はまだ決算されていませんのでわからないわけですが、いずれにしても、予定人員とはるかに超える受診者数。やはり脳ドック、いわば脳疾患というのは、後々回復リハビリだとか、かなり長期に長引く疾病ですよね。そういういろんな障がいが残るかもしれないということなどもありまして、脳ドック検診というのを全国的にやっているわけですが、この枠を広げたらどうかという質問なんです。しかし、全体としては人間ドックも実施予定人員は250人。この受診者数はそれをちょっと若干下回っていますけれども、トータルで見ますと、500人ですよ。重ならないですから、例えば、55歳と58歳という年齢はね。3年間、中間とるわけですから。重ならないだろうと思うんですけども。まず500人を対象にして、実際の総数から見ますと、これが498人、494人、いわば予算措置等に匹敵する人たちが希望して受けておられる。係に言わせると、この水準というのは、予算規模人数というのは、県内でもトップクラスだというふうに自負されておりますけれども、他市町村との比較をしてそうであれば、人口比の違いかれこれあるんですけども、そういった意味では、この脳ドックの拡大強化と書いていますのは、予定実施人員の数というのを広げて、そこら辺の考え方はありませんか。

〔市長「ありません」〕

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

人間ドック、あるいは脳ドックにつきましては、いわゆる医療費を抑えるという意味で、予防を徹底していただくという意味で推奨をいたしております。武雄市では大体27人に1人の方が人間ドック、あるいは脳ドック、いずれかを受けていただいているという状況であり

ますけれども、県の調整交付金の支給につきましては、大体70人に1人という計算で交付をされますので、武雄市に当てはめると、190人ということになりますけれども、これを500人規模でやっているということです。先ほど担当者の話を御紹介いただきましたけれども、県内では随一ということですので、我々としてはこういった方針で今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

本当に先ほど言いましたように、まさに予防を徹底する。基本健診、人間ドックや脳ドックや、これからまたがんに関する検診も早期発見、早期治療というのが予防の鉄則ですからね。そういった意味では県にも働きかけて、その枠を広げていくことも大事じゃないかというふうに考えているところであります。

次ですけれども、国保行政の3番目に上げているTPPとの関係ですね。

これは極めて国政上の問題ですので、しかし、影響は自治体だとか、あるいは国民、市民に直接影響が広がってくる問題ですね。あるいは市内の病院や市内の診療所、そういうところにも広がってくる。極めて国政上の問題ではありますけれども、第1段階としては、野田内閣がTPPに参加を表明したと。これ第1段階ですよ、表明したというのは。あとはアメリカとの議会の承認を得にやいかんとか、いろいろクリアせにやいかん問題があるわけですが、今後、TPPの問題というのは既に大きな問題になって、いろんな運動が行われております。そういう中で、医療との関係にどう影響を与えてくるのかということから、考えられる問題点をいろんな資料等々見て聞いていきたいというふうに思います。

まず、安全が最優先されなければならない分野ですよ、医療というのはですね。言うまでもないことです。医療の分野に利益第一主義を持ち込まれる、そういう問題がまず前提として出てくるのではないかと。これは後ほど紹介しますが、日本医師会の見解、懸念される事項、この中にも出てくる内容です。既に企業にとってのコスト削減を目的とした医薬品、医療機器の承認期間の短縮など、これがもう既にアメリカの要求としては求められてきている。例えば、日本で使用されている薬ですね。これ先発医薬品と後発医薬品があるわけですが、いわゆるテレビでも宣伝されているようなジェネリック医薬品ですね。いわば新薬開発に相当金をかけなきゃいかん、企業としては、10年間は特許期間がある。10年過ぎて、成分は同じで効果が同じであれば、その特許が切れた段階からジェネリック医薬品として後発医薬品として薬品業界はそれを進めてきている。

武雄の場合に、この国保で言えば、医療費との関係が出ますよね。今度の診療報酬の6年ぶり改定で、薬価については若干下がったというわけでしょう。そうすると、国保会計から見ますと、診療報酬の見直しで薬価が下がった。これは国保会計から医療費の分野で見ます

と、それはそれでプラス分として言えるでしょう。もう1つは、後発医薬品、ジェネリック医薬品がどの程度浸透していくかという問題も大いに関心を持っておられると思うんですよ。これを病院や診療所にどの程度啓蒙されているかとか、啓蒙というのはおかしいですね、どの程度進める側から見てですね。診療所、病院に行きますと、後発医薬品を希望する方は窓口で申し出てくださいます。例えば、血圧関係で診察を受け、薬をもらう場合に、後発医薬品を窓口に言いさえすれば、じゃ、この次からは後発医薬品、ジェネリック医薬品にかえましょうね。約10分の1で済むんですよ。これは議会でも何度か紹介したこともありますけれども。ですから、医療費の高騰とさっき言われましたけれども、全体に占める割合は少ないかもわかりませんが、しかし、薬価というのはそういう意味では今まで高かったわけですから、薬九層倍と言われるぐらいに高い、この薬価にメスを入れたという点では前向きですけども、どういふふうな宣伝といいますかね、国保としてこのジェネリック医薬品の利用率といいますか、これは厚労省という前の厚生省が、以前、国立病院をまだ、今は独法になりましたけれども、独法になる前、あるいは統廃合する前、そのときに後発医薬品の利用率を17%まで引き上げなさいという通達を出したことがあるんです。その当時、元の武雄市民病院は1%も満たないような利用状況だったんですね。これを厚労省が後発医薬品に目標としては17%に置いて、これ徐々に引き上げていくという指示したことあるんですよ。

こういうことを考えて、どのような具体的な取り組みなされているのか聞いておきたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

医療費の削減に向けましては、各種の取り組みを進めているわけですけども、後発医薬品の使用につきましては、これまでもパンフレット等々で御案内をしてきたところであります。今後につきましても、医師会、薬剤師会、歯科医師会の御協力をいただきながら、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これもTPPの影響の一つですけども、この10年間の特許期間は取り払いなさいというのが、いわばアメリカの要求として新聞でも報道されました。日本の場合、その規制があって10年間ですけども、同じ薬でも形を変えて特許期間を延ばすとか、特に外国から持ち込まれる薬品については、そういう要求が出てきているわけでしょう。

それから、政府が2010年6月の閣議決定した新成長戦略、外国人医師、看護師による国内診察のための規制緩和、これを推進する内容が盛り込まれました。既にこれは何と申します

か、TPPじゃなくて、FTAというかな、インドネシアとの関係では、インドネシアから日本語習得するための援助だとか、そして、介護施設にそれを派遣するというのが一部始まっていますよね。外国人労働者を受け入れるという問題でいえば。そういう点では、国内の労働市場がまた狭まっていくわけですからね、ある意味ではね。全面的に賛成というわけにはいきませんが。

この日本政府の新成長戦略に対するTPPの問題ですけれども、これは同じ2010年の12月に日本政府のTPP参加に関する問題提起ということで、日本医師会の見解を発表した。そこで強調されたのは、医療にかかわるこれまでの規制緩和の議論を考えると、ここからが声明ですけれども、TPPへの参加によって日本の医療に市場原理主義が持ち込まれる。最終的には国民皆保険の崩壊につながりかねない。そういう面もある。こういう懸念が表明されました。そして、TPPの検討に当たり、国民皆保険を一律の自由化にさらされないよう強く求めるということを政府に要求しているわけでありませう。

その中の1つに、日本で混合診療の全面解禁により、公的医療保険の給付範囲が縮小する。医師会が言う懸念の1つはですね。

2つ目は、医療の事後チェックなどによって、公的医療保険の安全性が低下する。この保険の安全性が低下するという問題ですけれども、このことは事後チェック、あるいは事前チェック、慎重なチェックをやめて、医療の安全よりも有効性を慎重に確認する、これができなくなる。これはどういうシステムになっているのか、わかっておられれば説明していただきたいというふうに思います。

それから、3つ目の問題では、株式会社の医療機関経営への参入。これを通じて完全に不利益をこうむるのではないかと。医療法人は利益を追求する団体ではありませんね。医療法人は、もうけを追求してはならない。しかし、株式会社というのは株主がおるわけですから、成り立っているわけですからね。営利を追求しない医療法人とは違って、株式会社っていうのは配当と株価のためにより大きな投資をしたり、利益の追求に走る。これはもう資本主義社会ですから、営利追求というのは株式会社が参入しますと、同じレベルで考える必要あるんじゃないでしょうか。コスト圧縮による質の低下、不採算な患者部門、これは地域から、いわば不採算な人は入れないとか、そういうこともあり得るわけですよね、規制緩和されてしまいますとね。そうすると、もうからなければ地域から撤退する、そういうこともあり得るわけで、そうすると地域医療の崩壊につながりかねないという問題も出てきます。

そこら辺の懸念の4番目ですけれども、これが最後ですけれども、医師、看護師、患者の国際的な移動。先ほど言いましたですね。一部インドネシアから介護士が日本に来ていると。日本語を習得すれば、永住もできる。難しいから、途中、資格を取れなくて本国に帰るという人も出てきているわけですが。そういう医師不足や国際的な移動が医師の偏在を生み出す可能性もある。そういう医師会の声明の中にある、いわゆる懸念という中身が紹介さ

れておりました。

具体的中身ですけれども、政府がTPP参加を表明した段階、手続としては、先ほど最初に紹介した第1段階なわけですけれども、これは市長にお伺いしますけれども、9月に私は、きょうからTPP反対ですというのを本会議場で言われましたですね。そういうことと比べてみて、医療分野へのTPP参加の問題で地域医療に与える影響といたしますか、医療分野に与える影響、これは患者が受ける影響であり、あるいは国保を運用している市の財政にも影響を与える。こういう観点から市長の考え方を伺っておきたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

TPPの関係で御質問です。

TPPにつきましては、まだ交渉がされていないという段階で、事前交渉の段階ですね。したがって、日本国政府のほうからまだまだ情報が届いていないというのが実態でありますので、個別のことについて御指摘ございましたけれども、我々はまだ知る立場にないということ報告をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長、詳しいでしょう、TPPに関しては。9月議会できょうからTPP反対ですと、そこで高らかに宣言されたわけですから。しかし、また部長の答弁も、政府筋からいろんな資料が来ていない、どういう影響が出てくるかわからない、情報を得られない。しかし、いろんな本だとか、新聞報道だとか、そういう資料は私すら集めて読んで、こういう問題点があるんだなど、地域医療の崩壊につながりかねない、混合診療で国民皆保険が崩壊するかもしれない、そういう懸念を医師会が表明したと、それぐらいの情報は私も集めていますよ。だから、そういう懸念に対して地域医療を守る、国保財政を守る、具体的には混合診療をさせないとかね、これ患者負担が大きくなっていくわけですから、混合診療しますとね。それはちゃんと担当としてはつかむ必要があるんじゃないでしょうか。そのことを指摘をしておきたいというふうに思います。

次に、介護保険について質問を移していきたいと思います。

2月17日の佐賀新聞の報道によると、杵藤地区広域市町村圏組合は65歳以上が支払う2012年から14年度の第5期、この介護保険料の基準月額を4,902円、現行と比べると13.6%の値上げ、588円の実質値上げとなると報道をいたしております。

2006年の介護保険料は基準額5,123円で、これは県内で一番高かったわけですね。市長は市長選挙の公約で、佐賀県一高い介護保険料、これを引き下げると、こう公約されました。

その当時、この5,123円の基準介護料、いわば介護保険の中には県から借金している部分の借金返しが含まれていたんですね、300円。この時期に県への借金は済んだと。杵藤地区介護保険事業所には基金条例はないんでしょう。その段階で9億円の繰越金というんですか、正式には、基金とは言えないでしょう。そういう9億円あった。これを取り崩して、先ほど言いましたように、月額809円の引き下げを市長は実行したわけですね。今度は13.6%の引き上げで588円ですか、平均すると、基準月額から言いますとね、引き上げる。繰り越し——何ていいますかね、第5期分として13.6%の引き上げという、その根拠と申しますか、唐津が月額が802円引き上げ、これも同じ記事が載っていました。5,100円にするという値上げ案。これも同時に3月議会で審議されるんでしょうけれども、幾つか中部広域連合だとか、介護保険に関してはすべてが市町村単位じゃないですね。西部の場合は杵藤地区広域市町村圏の中の介護保険事業所というふうになるわけですから、その各事業所と比べてみて、今度値上げされた基準月額というのはどれぐらいの水準ですか。ほかの事業所と比較して答弁をいただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

介護保険につきましては、県内広域圏単位で運営をされておまして、それぞれの広域圏に今提案をされている、あるいはされるという段階にあるというふうに思いますので、確定的なことは申し上げられませんが、杵藤地区におきましては、4,314円を4,902円にするというところで、588円のアップになるということですから、県内では非常に低い水準ということで認識をいたしております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

今度の値上げによって、月額、今部長が言いましたけれども、決して他の事業所と比較して高いレベルではない、むしろ安いほうだというわけですね。資料ないでしょう、資料見て言つとると。恐らく3月議会を経てどうなるかとなるでしょうけれども、安いほうだというふうに言われましたけれども。この介護保険料だけで見ますと、月額588円ですけれども、このほかに後期高齢者医療分、この値上げも出てくるでしょう。介護保険料の値上げ、後期高齢者医療保険制度の値上げ、そして、今、大論議になっている消費税10%にする。そこらあたり、1%当たり2兆5,000億円というわけですから。それだけの国民負担が今強行されようとしているわけですね。

税と社会保障の一体改革と言いますけど、この新しい充実分に使う金というのはわずか1%分ですよ。残り4%の消費税値上げの分というのは従来の社会保障の自然成長分ですね。

この維持に使う。今、新しい民意が出てきたわけじゃない。この維持するために、一方で消費税を使いながら、それでも足りないとばかりに年金の引き下げ、0.2%引き下げられるわけでしょう。2013年、2014年については何%ですか、2.5%ですか、一方では年金が引き下げられる。給付水準が引き下げられていくわけですよ、物価スライドを理由にして。今まで物価が下がった分、年金の引き下げをしなかったと。だから、いわば返せということでしょう、政府が出している2014年、2015年の2年間というのはね。だから、そういった意味では、介護保険料だけの問題では今の水準ですけれども、これに連動して年金の引き下げや、あるいは先ほど言いましたように、公務員の賃下げも2年間にわたって特例措置とったわけでしょう、国家公務員に対しては。まさか地方公務員まで連動するとは思いませんけれども、とにかく一方でそういった給付水準が引き下げられる。そして、値上げはされる。消費税10%になったら、大変なことですよ。日本の経済というのは60%が消費経済。いわば国民の購買力をいかに高めるか、内需をいかに高めるか。その道こそが日本の経済の活性化といえますか、そのためには派遣労働の賃金を引き下げるとか、次から第2のセーフティネットに移りますけれども、そこをいかに温めるかというのが最大の私は政府のやるべき仕事だというふうに考えるわけであります。

次に移りますけれども、先ほど言いましたように、TPPも待ったなしの動きが出てきております。特に農業関係、商売やっている人たち、あるいは勤労者にしろ、医療関係者にしろ、そういった意味ではいろんな影響が及んでくるんだということをしっかり情報を集めて、また、引き続き私も質問をしていきたいというふうに思います。

次に、介護保険の中で介護給付費準備基金、あるいは財政安定化基金、この今回の介護保険の法改定でこれらの基金の取り崩しが可能になったと。この基金を取り崩して、第5期分の値上げをしないというところもあるわけですけれども、この杵藤地区広域圏事業所の中に介護給付費準備基金というのはあるんですか。それから、財政安定化基金というのはあるんですか。このことは答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、第4期事業計画の中身を見ますと、計画値と実績の比較の表をもらいました。この表を見ておきますと、1つに事業計画値、これは全体で431億3,199万円、事業計画値はね。いろんな事業をやっていくんだということでしょう。第4期分だから、3年ですよ。給付費の実績、これが414億1,763万8,000円。この計画値から給付実績を差し引いた額17億1,435万5,000円、達成率は96%という資料をいただきました。これは値上げとの関係ではどういうふうに説明されますか。

2点、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

保険料の抑制のための基金等につきましては、2点ございます。

1点が、県の財政安定化基金ですね。これが8,286万円。これを充当しようというふうに考えております。

〔25番「八千幾ら」〕

8,286万円です。

次に、広域圏の剰余金ですけれども、第4期末の保険料の剰余金の予定額が5億5,000万円でございます。これも充当しようというふうに考えておりますので、これらを財源として保険料の上昇を抑えたいというふうに考えております。

次に、第4期の事業計画と実績値との関係で申されましたけれども、実績では達成が96.03%ということでございますので、4%ほど少なく済んだということでございます。今後につきましても、高齢化が進んでおりますし、それから、介護保険の認定者もふえているという状況でございますので、そういったものも勘案し、さらに先ほど申し上げました基金等の充当も含めて、保険料を決定したといえますか、現在のところ、広域圏では提案をされているという状況でございます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

いわば588円で済んだという背景に、県の財政安定化基金、これで8,286万円。これは県から借りることになるんでしょう。もう1つは、第4期分の5億5,000万円の利益剰余金があった。値下げをして、なおかつ5億5,000万円、3年間ですよ、値下げして以降でしょうね、5億5,000万円の利益剰余金があったと。これも取り崩して588円の、いわば値上げ幅として安く済んだということですね。しかし、先ほど言いましたように、事業計画値、そして、その給付費等の実績値、この差額4%ある。少なく済んだと、ちょっと気になる言葉ですけどね。いわば少なく済んだということは、介護保険者がふえた割にはサービスが少なくて済んだという意味でしょう。ですよ。サービスの内容も各段階ごとに変わってきていますよね。そういうことも十分勘案していく必要があるんじゃないかと。介護保険を納めているわけですからね。1号被保険者、2号被保険者含めて、合わせると50%は被保険者で支えているわけでしょう。公的な部分というのは45%あって、県と市が12.5、12.5、残りを国が出すと。5%の差ですね。この5%を国の責任で交付金助成していけば、値上げをしないで済むという話は前回の質問のときにもしたところであります。

介護保険については、1つだけ質問しておきます。いわば特別養護老人ホーム、この施設の待機者、あるいは在宅での待機者、これを見ますと、在宅者合計しますと、武雄市に関して言いますと、施設入所申し込みをしている方の中で他の施設に入所している方が待機され

ている、いわば318名。中でも在宅で待機されている方。もう1つは、施設待機者を要介護3以上で在宅かつ即時入所希望者と定義しますと、要介護3以上、在宅即時入所希望のすべての要件を満たす場合に、杵藤広域圏全体で107名というふうにあるわけですがけれども、いわば特養申込者かつ在宅者、非課税で要介護5、武雄市の場合126名、杵藤地区全体では570名。これはいまだに在宅で介護せざるを得ないという状態が続いているわけですね。これ、どういうふうに解決していくのかというのを1つ質問しておきたいと思います。

時間の関係で次に行きますけれども、雇用の問題と第2のセーフティネット、この実績について質問を移していきたいというふうに思います。

このハローワークの、これは毎月月報が出るわけですがけれども、今一番新しいので12月のハローワークの月報ですか、極めて不安定な雇用情勢は引き続き深刻であると、全体読みますとこういうことが指摘をされております。新規の求職者数、新しく求職している人379人、これはハローワーク管内ですから、武雄市と杵島郡ですよ。379人で前年度同期比4.1%の増加。月間の有効求職者は1,912人で前年同月比、一昨年度同月比で8%の増加になったこと。潜在的に職を求めている人はもっと多い。これは登録した人の数ですからね、月報で言うのは。だから、いわばもう潜在的に職を求めているんだけど、なかなか職につけない。こういう潜在的な失業者というのはもっとすそ野が広い、こう考えられるわけでありませうけれども。

一方、月間の有効求人数が1,277人で、有効求人倍率0.67。これ前年同月比で見ても下回っている。なかなか経済の回復は見込めない、むしろ不安定雇用といいますか、有期雇用、非正規のですね、こういう部分がいまだにやっぱり全体の率を占めている。先ほど全国で厚労省が発表したのは35.2%でしたか、最高の非正規の雇用状態だと。特に若い人に対する非正規雇用、若い人の2人に1人が非正規と言われております。この状況は変わらない。この数値を見るだけで、なかなか雇用情勢というのは厳しいんだなと。働きたくても仕事がない、こういう状況がいまだに続いてきている。

ハローワーク武雄の紹介で新規求職者、あるいは求職を登録している人、537件紹介したけれども、就職できたのが147人、就職率で言えば38.6%、就職率しかありません、この月報による数字ではそうです。中高年に至っては、もっと厳しいですね。中高年に至っては、ハローワーク武雄の紹介件数104件、これに対して就職できたのが26人、就職率は22.6%。だから、50代、60代というのはもうほとんど職安に行っても仕事がない。これが65歳になってやっと年金も満額ですか、基礎年金が比例報酬部分の1階の分と2階の分の基礎年金入ってきますけれども、これを新成長戦略ですか、税と社会保障の一体改革では、今の民主党政権は年金の支給年齢を68歳以降にするとか、あるいは70歳以降にするとか、とんでもない話ですよ。それじゃ、それにふさわしいような雇用情勢にあるのかと。今言いましたように、就職率にしても38.6%ですね、一般的には。中高年に区切って言えば、これが26人で22.6%。

こういう状態を新規の求人数147件で就職件数は64人、これはパートですよ。パートの場合は今度逆なんです。パートで見ると、有効求人数449件に対して、これ月間の有効求人数ですよね、新規の求人数が147、件数が64人、就職率は75%。本当に今、就職の仕方、仕事の仕方、雇用の形態というのが変わってしまっていて、4時間だけ仕事に来てくれとか、10時から2時までが一番忙しいからその時間帯だけ来てくれと、男女を問わず。その相談を受けたのが、二、三人おられますけどね。何で4時間なのかと。結局、週24時間以上超えると、社会保険に入る義務づけされるでしょう。社会保険に入ると、厚生年金、社会保険で事業所が半分負担しなきゃいかん。これを避けるために4時間、1日4時間ですよ、週24時間を超えないように。そういう雇用形態が市内でもあるんですよ。その人たちは、先ほどじゃないけれども、国保に入ってこられる。こういう状態ですね。ですから、そこをぜひ雇用状態をいかに改善していくかというのは市としても大事なことだと思います。

そこで、通告に出しておりました、これまで緊急雇用、ふるさと雇用の政策、これが23年度で終わりますよね。しかし、これは議案として出ていますので、継続部分の15の事業。これは議案審議のときに言いますけれども、これは例えば、就職支援員、これは県の事業ですけどね、県内の22の実業高校に22名の就職支援員の人を配置すると。ある民間業者、派遣会社に県が丸ごと委託をして、これは引き続き継続すると、これ県の事業ですよ。しかし、1年間は12カ月ですよ。実際に雇用されるのは11カ月。1カ月遊んどかにゃいかん。その間に報告書書いたり何かをせにゃいかん。そしてまた、4月から始まる。何で12カ月なのに11カ月なのか。これは県の事業ですから、ここで問題にしてもね。そういう例もあります。しかし、これは継続していくということになっているそうですから、それはそれで是としましてもね、雇用の形態というのはそういう問題点を含んでいるということだけ指摘をしておきたいと思います。

それから、あと資料、きょうもらったんでね、23年度までの実績といえますか、これも論議をしたいところでしたけれども、きょうもらって、きょう資料を読み切るという能力ありませんので、また別の機会にやっていきたいと思います。

第2のセーフティネットの支援ガイド、この支援ガイドというのは、これは市のほうにもありますよね。（パンフレットを示す）これは、ここで取り上げるのは、このパンフレットですよ。第2のセーフティネット支援ガイドという、こういうパンフレットが、これは厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク、都道府県、市区町村、社会福祉協議会、これを何で第2のセーフティネット支援ガイドというのを取り上げたかと言いますと、これは福祉のほうから資料をもらいましたけれども、生活保護の相談に来た人が何名なのかと。これ23年度は2月までですから、22年度で見ていきたいと思えますけれども、年々、平成19年には相談に来た人95名、ずっと年度ごとに上がっていきまして、平成22年度は209名です。209名の方が窓口を訪れたと。申請書を手渡した件数が209人の相談者のうちに34名、そして、

実際に申請した人が34名。残りはもう申請書すら渡さない。そして、開始したのが29名。そうしますと、生活保護の相談に来た人たちに対して、最後のセーフティネットと言われるのが生活保護行政ですよ、そういう人たちに対してこの支援ガイド、こういう制度がありますよ、このパンフレットどれぐらいありますか、市のほうに。このパンフレット。

〔市長「議長」〕

○議長（牟田勝浩君）

ちょっと待って、まだ。

○25番（平野邦夫君）（続）

まだ質問中ですよ。

〔市長「ああ、頑張ってください」〕

何で人ごとのごとごいよっですか、頑張っていますよ。このパンフレット、市役所にどのぐらい置いてありますか。これが1つ。

209人の方に、申請をしなかった人たち、こういう人たちに支援ガイド、A、B、C、Dまでありますけれども、最後に雇用保険の申請の仕方や、あるいは生活保護という制度もあるということも支援ガイドブックには書いてあるんですけどね。これ後ほど答弁してください。市の福祉課のほうにこのパンフレットどれだけ置いてあるのか。

そして、209名相談に見えた。この人たちにこういう制度がありますよ、市が担当するのは住宅扶助、生活保護はもちろんですけども。これは窓口が福祉のほうですね。社会福祉協議会。これもいわば委託しているとはいえ、社会福祉協議会も市が窓口と言ってもいいんじゃないでしょうか。実際には社会福祉協議会のほうに行って話を聞く、申請をするとなるでしょうけどね。そういった意味ではA、B、C、Dありますけれども、住宅手当、これは福祉課のほうに来ますよね。武雄市の生活保護の級地といいますと3級地の2ですから、住宅扶助が2万8,200円。併給はできませんので、仕事がなく、アパートを借りていて払えないと。それで、そのために住宅扶助という制度を住宅手当ということで……

○議長（牟田勝浩君）

平野議員さん、すみません。質問の途中ではありますが、平野議員さんの持ち時間があと9分程度です。いかがいたしましょうか、続行。（「休憩」「進行」と呼ぶ者あり）

○25番（平野邦夫君）（続）

休憩でもいいですよ。

○議長（牟田勝浩君）

どういたしましょうか。

○25番（平野邦夫君）（続）

休憩してください。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

あと9分ほどです。(発言する者あり)

続行したいと思います。どうぞ。

○25番(平野邦夫君)(続)

すみませんね。私の責任じゃありませんから。

○議長(牟田勝浩君)

平野議員さん、質問を的確にお願いします。ずっと前の分の質問から継続しておりますので。

○25番(平野邦夫君)(続)

それはあなたから指摘するまでもないですよ。

○議長(牟田勝浩君)

質問してください。

○25番(平野邦夫君)(続)

ちゃんと原稿書いていますので。

そこはぜひ答弁してくださいね。

参考までに言いますと、先ほど言いましたね。住宅手当の支給状況は平成22年度で9人から相談があつて、実際に受けたのは8人ですね。しかし、仕事がなく、そして、生活保護の申請に来て、こういう制度の紹介がなかったという人も私のところに照会に見えました。しかし、少なくともこういうのがあるよということで住宅扶助を受けているという人がおるわけですけれども、制度はいいんだけど、窓口が厳しいのは総合支援貸付金事業。これ住宅扶助は支給ですからね、返済する必要はない。最大9カ月まで。原則6カ月ですけれども、9カ月まで。この総合支援資金の貸し付け状況、これは返さなきゃいけないけれども、このパンフレット紹介しようと思いましたがけれども、時間がありませんのでね。これはもうあなた方が詳しいでしょう、支援の概要についてはね。この実績を見ますと、平成22年度でいうと、申請書を受け付けたのは4名で、申請は3名で、貸し付けが3名。このことは県の社会福祉協議会に県が委託をして、基金として準備しているんですよ。なかなかこの実績が、いわば仏つくって魂入れずみたいなもので、古川知事が県議会での答弁で、この制度の活用という問題を県議会でおとしですか、答弁されました。それでも、実績から見るとこの程度です。

こういった第2のセーフティネットと言われるこれらをもっと生かして、これをどう生かしていくかと。だから、さっき言いましたように、どれだけパンフレット準備していますかというのは、そういう内容です。

先ほどA、B、C、Dまでいろんな制度があるわけですけれども、この2つのことが市に実績として資料をもらった内容です。

それから、あとはですね、この答弁、まず、ここで答弁いただきましょかね。

○議長（牟田勝浩君）

その前の介護保険の部分から引き続いてですね。介護保険のところも質問しますという部分がありましたので、その部分からですね。古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

まず、介護保険の待機者の関係でお答えを申し上げたいというふうに思います。

介護保険の第5期の事業計画においては、ショートステイの病床を定床化しようという措置が今度講じられるというふうになりますので、そういったことで杵藤のほうでも考えられているということでございます。

次に、生活保護の関係ですけれども、先ほど22年度において生活保護の相談が209件あったということで御指摘ございました。確かに私どもも生活保護の相談については209件というふうにいたしておるわけですけれども、この中にはいわゆる生活相談的なものもございます。すべてが生活保護に至る、その時点の相談ではないと。その前段のもう1つ前と、そういった時点でも相談はあるわけですね。したがって、そういったものに相談を受けて丁寧にお答えをしているという状況でございますので、こういったときに住宅手当が必要な方、あるいは貸し付けが必要な方、そういった方々にはそういったものをきちんと提供、御相談に応じてやっているという状況でございます。先ほどパンフレットの話もございましたけれども、パンフレットが必要な方には差し上げられる必要な部数を用意しているということでございます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは簡単でいいですけれども、4番目に通告しているのは、再生可能自然エネルギーへの転換についてということです。

武雄市の自然条件の中で水資源に恵まれていないというのは、前の市長、前の市長、ずっと言い続けて、本部ダム、矢筈ダム、湊ノ尾ダム、上水に関してはこの3つのダムが建設されました。だから、水資源に恵まれているところと恵まれていないところがある。これは9月議会でしたか、市長は若木に20戸程度の家を誘致——誘致とはおかしいけれども、つくってもらって、電線は地下ケーブルにして、太陽光発電村という構想を出されましたね。これは議案の中では太陽光発電への助成、これは全国的には佐賀県が一番高い。その後、九州管内でも1位から5位は全部九州ですよ。宮崎、大分、熊本、長崎ですか。そういった地域の自然に合わせて佐賀県は3.3%の普及率で全国1位、2位が熊本県、3位が宮崎県、4位が長崎県、5位が滋賀県となっていますけれども、上位にこういう県がランクされているわけですね。まだまだ佐賀県3.3%ですから、これは思い切って太陽光発電というのは、太陽

はどこにでも光を照らすわけですから、夜は蓄電できないというのがありますがけれども。武雄市における小水力、市役所の前の富岡川と武雄川をつなぐバイパスのところに、小水力発電のモデルケースがありますよね。夜はイルミネーションの発電に使う、そういうデモンストレーションやっているわけですがけれども、そういった意味で、武雄市における小水力の可能性といたしますか、これはどの程度あるのかというのが1つ質問として準備をしてきたところです。どの程度かというのは後で答弁していただければいいと思います。

時間があと3分ということですから、最後に政治姿勢の問題ですがけれども、これはもう市長が、もういつも私、市長が演告の追加と、また、これかと、何十回、あるいは外の集会かれこれ行きますよね、あちらこちらで言うところわけでしょう。これは前提があるんですよね。市長は、住民訴訟は市民の憲法に守られ、地方自治に守られた住民の権利だと。これをまくら言葉に、しかし、平野、江原議員が住民訴訟、私、原告団じゃありませんけれども、記者会見に同席をしたと。このことをどんどん宣伝してもらっているわけですよね。宣伝してもらっているというのはおかしいけど。それはいわば政治家の議会内での政治活動、あるいは議会の外での政治活動、これは基本的な人権として政治活動の自由、表現の自由、結社の自由、思想の自由……

〔市長「違います」〕

違いますじゃないですよ、ちゃんと憲法読んだらわかるでしょう。

〔市長「違います」〕

そういった基本的人権、政治活動の自由にのっとってやっているわけですよ。だから、これは違法だとあなたは言えんでしょう、憲法に反していると言えないでしょう。これを例えば、今度の演告の追加で言いますと、本当に私は疑義を感じている次第だと。

○議長（牟田勝浩君）

平野議員さん、答弁の時間が必要なら、それを考えてもうあと1分ですから。

○25番（平野邦夫君）（続）

ここに答弁あるけんよかですよ。

〔市長「それ、おかしかりょうもん」〕

何ですか。あなたここに言うところやないですか。あなたがここに言うところから反論しよるんですよ。（「時間がない」と呼ぶ者あり）余計なこと言わんでいい。両議員の姿勢について、改めて疑義を申し上げたい、こう思っております。移譲の新武雄につきましては云々と、こういろいろ書いてありますけれども、この記者会見に同席したという、我々議員にとっても基本的人権の一つとしての政治活動の自由という立場から活動をやっているわけですね。だから、3.11の玄海での集会にも……

○議長（牟田勝浩君）

平野議員さん、先ほどもう1つ前の部分も質問しますということをおっしゃっているんで、答

弁の時間を残してください。

○25番（平野邦夫君）（続）

はい、わかりました。

じゃ、そのことは最後でいいですけども、それは別に市長に答弁求めませんよ。さっきの小水力の問題について……

○議長（牟田勝浩君）

答弁を求めない質問は認められません。お願いします。

○25番（平野邦夫君）（続）

小水力の問題では答弁を求めますと言いましたので、その分については先に時間内で、じゃ答弁してください。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

もう正確に引用してくださいよ。

〔25番「ちょい前の答弁よ」〕

ちょっと言わせてくださいよ。引用がでたらめですよ。太陽光村やったときに、だれが、私が電線を地中化するなんて言いましたか。あるいは、20戸って、だれがそんなこと言いましたか。そういうのをひとり歩きって言うんですよ。ですので、ちゃんと議員たる者、引用をして、ちゃんとそこで疑義をただしてくださいよ。もう思いつきはやめましょう、思いつきは。

〔25番「思いつきは、あなたの……」〕

○議長（牟田勝浩君）

市長、答弁をお願いします。

○樋渡市長（続）

はい、答弁します。何でしたっけ。

〔25番「小水力の可能性」〕

それと、その前にぜひ私、答弁……

○議長（牟田勝浩君）

もう時間が、あと10秒ちょっとです。

○樋渡市長（続）

ありましたので、政治的自由というのは、実際、議決で決まっているわけですよ。これについてはあなたに対して、この範囲での政治的自由はありません。（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

以上で質問終わりますけれども、先ほどの小水力の可能性とダムの余剰水の活用について

は、後ほどいろいろ勉強にも行きたいと思います。

最後に言いますけれども、我々の政治的自由な活動は憲法で保障された権利だということを述べて一般質問を終わりたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

以上で25番平野議員の質問を終了させていただきます。

議事の都合上、13時30分まで休憩したいと思います。